

消費者被害防止のため消費生活センター の取り組みにご協力ください

消費生活センターで行っている、高齢者や障害者に対する消費者被害防止の取り組みにご協力ください。(いずれも無料で利用いただけます。)

1 利用者から相談を受けたら・・・消費生活相談

商品・サービスの契約トラブルや多重債務に関する相談を受け付けています。

利用者から相談を受けた場合は、案内ください。

(相談専用電話 043-207-3000 ※月～土 9:00～16:30 祝日年末年始を除く。)



2 事業所の職員研修等に・・・くらしの巡回講座

15名以上の方を対象に、消費者トラブルなどの講座を実施しています。事業所での研修等にご利用ください。

3 情報収集・・・ちばし消費者応援団

ちばし消費者応援団にご登録いただくと、消費者トラブル等の情報が掲載された消費生活センター発行の情報紙を定期的にお届けします。

2・3を詳しく知りたい方は[ホームページ](#)もしくは
[千葉市消費生活センター 消費者教育班](#)まで

所在地：千葉市中央区弁天1-25-1

電話：043-207-3602

FAX：043-207-3111



千葉市消費生活センター
ホームページ

【ご注意ください！】 最近多いトラブル事例

【架空請求】

近年、全国的に裁判を匂わせ多額の請求を求める架空請求ハガキに関する相談が大変多いです。（千葉市では平成30年度は約1,700件、令和元年度も11月18日時点で975件の相談が寄せられています。）

特徴

- ①題名に「訴訟最終告知のお知らせ」の文言が入っていることが多い。
- ②公的機関と思われる機関から届く。（法務省管轄〇〇、訴訟最終告知通達センター、消費者紛争相談センター等）
- ③問い合わせの期日（「訴訟取り下げ最終期日」等と記載されています。）がハガキ到着の翌日等、短い期間に設定されている。
- ④裁判を連想させる内容であるにも関わらず、商品名や契約内容、会社名の記載がない。

アドバイス

裁判を連想させつつ、問い合わせ期日が短いことで焦らせ、連絡してきた市民をだまして多額の支払いを求めるものです。相手方に連絡せず、無視をすることが一番です。

判断がつかなくなったり、不安になった場合は、消費生活センターに相談してください。

（相談専用電話 043-207-3000

※月～土 9:00～16:30 祝日年末年始を除く。）



消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号（わ）267 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問い合わせください。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和■年■月■日